

中期財政フレーム

中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）

平成 23 年 8 月 12 日
閣 議 決 定

政府は、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームの枠組みを導入した。

「財政運営戦略」においては、平成 23 年度から平成 25 年度を対象とする最初の中期財政フレームを定めるとともに、「毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降 3 年間の新たな中期財政フレームを定める」こととしている。これに基づき、以下のように、平成 24 年度から平成 26 年度を対象とする中期財政フレームを策定し、新たな歳入・歳出両面にわたる取組を定める。

1 中期財政フレーム改訂における基本的な考え方

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震、津波、そして原子力事故が合わさった未曾有の複合型災害として、直接の被災地はもとより、我が国全体に、甚大な被害と影響をもたらすこととなった。復旧・復興対策の事業規模は、国・地方（公費分）合わせて、5 年間で少なくとも 19 兆円程度、10 年間で少なくとも 23 兆円程度に上ると見込まれ、財政にも相当程度の新たな負荷がかかることは避けられない。

こうした背景の下、今般の中期財政フレーム改訂に当たっては、まず、震災からの復旧・復興が、未曾有の国難に際しての最優先の課題であるとの認識に立つ。財政の枠組みが復旧・復興対策の妨げとなるようなことがあってはならず、また、震災に起因する経済上のリスクに対しても柔軟な対応が必要である。「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においては、震災復旧・復興対策について別途財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めたところであり、これを前提として、中期財政フレームにおいて別途管理での対応を可能とする等の配慮を行うものとする。

他方、我が国は、震災前から毎年度 30 兆円から 40 兆円台にも上る巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高が増加を続けており、財政面においても「有事」に直面している。こうした状況を踏まえ

ば、震災からの復旧・復興については、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注する一方で、国債市場の信認を確保する観点から、「財政運営戦略」に定められた財政健全化目標の達成に向けた取組は、着実に進めていかなければならない。

こうした取組により、信認を維持するとともに、ひいては日本経済の活力を取り戻すことこそが、震災からの復興、そして日本全体の再生のために不可欠である。

2 中期財政フレーム改訂の具体的内容

「財政運営戦略」Ⅱ 3「中期財政フレーム」の箇所の記述のうち、「(2) 歳入・歳出両面にわたる取組」について、以下のように改訂する。なお、「中期財政フレーム」の箇所の他の記述は、平成 24 年度以降においても基本的に適用する。

① 国債発行額

財政健全化目標を確実に達成するとともに、財政健全化への積極的な姿勢を市場に向けて発信し、市場の信認を確保する観点から、平成 24 年度の新規国債発行額（東日本大震災復興基本法第 8 条第 1 項に規定する復興債（以下「復興債」という）を除く。以下同じ。）について、平成 23 年度当初予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう、全力を挙げる。それ以降の新規国債発行額についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力を挙げる。

このため、歳入・歳出両面における最大限の努力を行う。

② 歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革については、これまで、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条第 3 項及び平成 22 年度・23 年度税制改正大綱において改革の方向性が示されるとともに、「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、社会保障と税の一体改革の具体的方向が示された。

政府としては、これらを踏まえて更に検討を進め、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じる。

租税特別措置については、平成 22 年度税制改正大綱及び平成 23 年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、財政運営戦略Ⅱ 2. (1) にのっとり、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

③ 歳出面での取組

(i) 財政健全化目標の達成に向けて、平成 24 年度から平成 26 年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(注)

(ii) ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

(iii) また、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日閣議決定)に基づき、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

(iv) なお、震災等に起因する重大な経済上のリスクが顕在化する場合には、柔軟かつ機動的な財政運営を行うよう努める。

(注) 平成 24 年度以降の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5%の差額(以下「年金差額分」という。)については、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされていることから、平成 24 年度以降の「歳出の大枠」には、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分が含まれている。

(以下は改訂なし。)

平成 24～26 年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位：兆円)

	歳出の大枠		
	24 年度	25 年度	26 年度
基礎的財政収支対象経費 (注 1)	71 (注 2～4)	71 (注 2～4)	71 (注 2～4)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (23 年度 0.8)	1 (注 5)	1 (注 5)	1 (注 5)

東日本大震災復旧・復興対策に係る 加算分	$+\alpha$ (注 6)	$+\alpha$ (注 6)	$+\alpha$ (注 6)
B型肝炎ウイルス感染者に対する 給付金等の支給に係る加算分	$+\beta$ (注 7)	$+\beta$ (注 7)	$+\beta$ (注 7)

(注 1) 「基礎的財政収支対象経費」は、一般会計歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。平成 23 年度当初予算では、約 71 兆円。

(注 2) 施策の新たな実施等に関連して新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合等には、国債発行額の抑制に関する規律の範囲内で、この恒久的な歳入確保額の範囲内の金額を上記の「歳出の大枠」の額に加算することができる。

(注 3) 平成 24 年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(注 4) 平成 24 年度以降の「歳出の大枠」には、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分が含まれている。

(注 5) 平成 24 年度以降の「経済危機対応・地域活性化予備費」1 兆円の取扱いについては、現段階では景気状況、震災に起因する経済上のリスク等を見通し難いことから、予算編成過程において検討。

(注 6) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により財源が確保された金額(= α)については、当該年度の「歳出の大枠」に加算するものとする。(東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費は、上記 α に当該年度における歳出削減額により賄われた復旧・復興対策に係る経費を加えた金額。)

(注 7) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により財源が確保された金額(= β)については、当該財源と併せて別

途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

（注 8）社会保障と税の一体改革を踏まえた歳出面の取組については、2②の法制上の措置等を踏まえて改めて検討し、平成 24 年半ば頃に行われる中期財政フレームの次期改訂に反映させる。